

愛知県国民保護対策本部及び愛知県緊急対処事態対策本部条例

平成17年3月22日

条例第5号

改正 平成19年12月21日条例第63号

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十一条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、愛知県国民保護対策本部及び愛知県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 愛知県国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、愛知県国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 本部の副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部の本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員（以下「本部職員」という。）を置く。
- 5 本部職員は、県の職員のうちから知事が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため必要があると認めるときは、本部の会議を招集するものとする。

(部)

第四条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

- 2 部に部長及び部員を置く。
- 3 部長は本部員のうちから、部員は本部員又は本部職員のうちから本部長が指名する。
- 4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 5 部員は、部長の命を受け、部の事務を処理する。
- 6 部長に事故があるときは、部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(方面本部)

第五条 本部の事務を分掌させるため、方面本部を置く。

2 方面本部の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
愛知県国民保護対策本部 尾張方面本部	名古屋市中区	一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡及び知多郡の区域
愛知県国民保護対策本部 西三河方面本部	岡崎市	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幡豆郡、額田郡及び西加茂郡の区域
愛知県国民保護対策本部 東三河方面本部	豊橋市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡及び宝飯郡の区域

3 方面本部に方面本部長、方面本部副本部長、方面本部員その他の職員を置く。

4 方面本部長、方面本部副本部長、方面本部員その他の職員は、本部職員のうちから本部長が指名する。

5 方面本部長は、本部長の命を受け、方面本部の事務を掌理する。

6 方面本部副本部長は、方面本部長を補佐し、方面本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 方面本部員は、方面本部長の命を受け、方面本部の事務を処理する。

8 本部長は、方面本部の事務を分掌させるため、方面本部支部を置くことができる。

(現地対策本部)

第六条 本部の現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置く。

2 現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員は、副本部長、本部員及び本部職員のうちから本部長が指名する。

3 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。

4 現地対策本部員は、現地対策本部長の命を受け、現地対策本部の事務を処理する。

(雑則)

第七条 第二条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第八条 第二条から前条までの規定は、愛知県緊急処理事態対策本部について準用する。この場合において、第五条第二項の表中「愛知県国民保護対策本部尾張方面本部」とあるのは「愛知県緊急処理事態対策本部尾張方面本部」と、「愛知県国民保護対策本部西三河方面本部」とあるのは「愛知県緊急処理事態対策本部西三河方面本部」と、「愛知県国民保護対策本部東三河方面本部」とあるのは「愛知県緊急処理事態対策本部東三河方面本部」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第63号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。